

翻刻『俳諧歳時記』(十二)

播本眞一

はじめに

本稿は、「翻刻『俳諧歳時記』(一)」〜「同(十一)」に続き、曲亭馬琴(一七六七〜一八四八)が享和三年(一八一八)に刊行した『俳諧歳時記』(二巻二冊、横本)を翻刻するものである。今回は紙幅の都合で、下冊「秋之部」百八十七丁ウラ一行目から同二百四丁オモテ十一行目までを対象とした。凡例などは前記拙稿(一)を参照していただきたい。

『俳諧歳時記』翻刻

俳諧歳時記秋之部 江戸 曲亭主人纂輯

江鮭あめのつを 九月、大津四の宮祭に多く此ものを賞す。せう 河鹿かしか

蛙也。好みて山川やまがはにあり。夏の季すへより秋に至りて鳴なく。歌には、かはづとのみ詠よみて、かしかとは詠よみず。俗伝に、西行に歌

ありといふものは、臆説おくせつにして考かんの所なし。その声、鹿に似たれば、俗、呼よで河鹿かしかといふか。委くくは春之部蛙の条下に注せり。鮭かじか 正字は黄鯿魚わがしな、杜父魚たつちの属也。水底すいぞこにありて鳴魚也。故にこの魚を誤りて河鹿と称す。諸国にあり。伊予・越前・越後・加賀・近江・山城等に多し。その土地によりて名もかはり、形かたちも声も大同小異也。石伏いしふ、こり、石くらひ、石もち。又、川おこせ(伏見)、くちなはとんこ(伊与)、まる(嵯峨)、むこ(近江)、あられ魚(越前)。この外にも猶あり。近ころ『山海名産図会(テマツ日本山海名産図会)』てふ書に、委くくこれを論じたれば、こゝに略記す。下り築やな 蛇入へびい穴あな 鯿しじ 一説に春とす、未詳。故に今両季に出す。新酒あらはり ○中汲なかつ ○涪もろみ酒にしり ○醪どろろく漉ろく ○新酒糟あははり 新走あらはり 池田・伊丹の新酒船いせふね、大抵てい、季秋初冬しゅうとうの間に江戸着す。その、はしめて入津いりづするものをあらはしりといふ。(百八十七ウ)

九月 この月、夜やうやく長し。ゆゑに夜長月といふ。又略

して長月といふなり。

無射 律 寒露 節 秋分の後十五日、斗辛にさす也。

霜降 中 寒露の後十五日、斗戊に建す霜降とす。

季秋「月令」 抄秋「月令広義」「句会」 梢の秋 和俗

所用。玄月 素秋 九月に限らず、秋の異名也。紅樹

通俗志に出ツ。疑らくは紅樹月の誤ならん。韓退之詩に、

春風紅樹驚眠処とあれば、紅樹とはかりは、九月の異名には

あるべからず。 晩秋 紅葉月「蔵玉」 寐覚月「同抄」

小田苜月「同上」 木染月 菊月 菊秋 和俗所稱。色ど

る月 木々の葉のみぢするより名づく。木すゑの秋といふ

におなじ。(百八十八オ) 御燈 三日 春三月におなじ。北

斗に灯を奉らる也。「公事根源」 不堪田の奏 不堪佃田の

申文(九月七日、式日五日)。「江(家)次第」これは諸国

の田の損毛したる所々の目録をして奉る。それにつきて租税

を三分二など免し給ふことあり。細しくは諸国より坪付帳を

奉れば、大臣、陣につき定め申て、諸国に施行ありし也。作

るに堪ざる田といふことゝるにて、不堪田と申なり。「公事根

源」 桂の宮相撲 八日 六条の北、西洞院の西、九月八日

桂ノ宮相撲。「拾芥抄」天暦の御時、震旦より渡りし僧を

長莠となんいひける。元ト医師になん有ける。桂の宮の前に

大なる桂の木ありければ、桂の宮とぞ人いひける。長莠は、

唐の桂心にまさるといへり。「今昔物語」桂ノ宮一町、二三云。
「雍州府志」神社第宅等、詳ひらかならず。 泉涌寺舍利会

八日 洛の泉涌寺舍利殿におひて、毎年九月八日舍利会を行ふ。音楽あり。律師湛海、宋の白蓮寺より受持の仏牙也。

重陽 重九 重陽の宴 九月九日は節日にて(百八十八ウ)

侍れば、菊花の宴行はる。これを重陽の宴と申す。九月九日

は、月と日と九、陽の数にかなふが故に、重陽といふ也。

昔は、天子南殿に出御なりて、節会行はる。上達部、御子達

よりはじめて、その道のもの皆探題を給り、文作り、文台に

のせて講ぜらる。十月の旬のみにあらず、水魚給ふ例あり。

又群臣に菊花をたまはる。大かたは五日の節会におなじ。御

帳の左右に茱萸の袋をかく。御前に菊瓶をおく。又茱萸の房

を折て頭に挿めば、悪気を避るといふ本文あり。「公事根

源」今按ずるに、「類聚国史」七十五卷に桓武天皇の御製を

載らる。云く、延暦十六年十月、曲宴アリ。酒酣ニシテ皇帝

歌テ曰、己乃己呂乃志具礼乃阿米爾菊乃波奈知利會之奴倍岐

阿多良蘇乃香乎。これをもておもふに、此時既に十月残菊の

宴行れしと見えたり。はた、菊の歌ふるきものに見えたるは、

是はじめ也。『万葉(集)』に菊の歌一種もなし。称徳・光

仁の御代などに、唐山より菊のわたりたるにや。菊ばかり

和訓をいはで、音のまゝにとなへ来りしは、その頃までは和

訓なかりしにや。『和名(類從)抄』(百八十九オ)加波良与

毛木、また可波良於波岐と出せり。 菊花の宴 俗説に、周

の穆王、靈鷲山にて、法花の秘文を釈尊より受て慈童に伝

へ、慈童八百余歳をたもち、貌少年の如し。魏の文帝の時、名を彭祖と更て文帝に此術を授け奉る。文帝この術を受けて寿七十歳、今の重陽の宴、是也と。この説妄誕の甚シきといふべし。『列仙伝』に、彭祖は帝顓頊の玄孫、姓は錢、名は鏗、周に至り八百歳にして衰老せず。穆王召して大夫とせんとす。病と称じて与らざる。後、遂に流砂の西に往。彭祖の伝、かくのごとし。慈童か事を以て附會するものは、元、野史小説の綺語より出ツ。菊花宴は秦・漢以来既にあり。『西京雜記』卷の三に云、戚夫人の侍兒賈佩蘭、後出で扶風の人段儒が妻となり、宮内にありし時のことを説、云云。九月九日茱萸を佩、蓬餌を食ひ、菊花酒を飲む。人をして長寿ならしむ。菊花舒く時、萸葉を并採り、黍米に雜へこれを釀し、来年九月九日に至り始めて熟す。就てこれを飲む。これを菊花酒といふ。魏より以前、既に此如し。菊花酒（百八十九ウ）汝南の桓景、費長房に隨て遊学す。長房謂て云く、九月九日汝が家に灾厄あり。家人をして絳き袋を作り、茱萸を盛り、肘に繫しめ、高き山に登りて菊花酒を飲は、この禍消すべしと。桓景、その言の如くして、家挙りて山に登る。夕に至りて還れば、雞犬皆暴死す。長房が云、これに代れり。今の人、九日に至りて菊花酒を飲むこと、これよりはじまれり。『続齊諧記』『西京雜記』の説、前に記す。茱萸袋 前に注す。高きに登る 『風土記』『続齊諧記』九月

九日望郷台、云云。『唐詩』 九日小袖 九月朔日より八日に至りて、各袷を着す。九日より、良賤みな綿入小袖也。温酒 九月九日は寒温の境、身肉わかるゝ時也。此時、酒を飲めば病を得ず。今日より酒あたゝめ用るよし、『世諺問答』にも載せたまへり。後光明峯寺殿下の抄にも見えたり。菊襲 九月、衣類菊襲衣（表白、裏紫、かさねあるべし）。『清殿正徹記』九月節句より二つ襟。『御湯殿記』地下の良賤、今日縹緋色の小袖を用ひて、九日小袖といふ。（百九十オ）菊の着綿 九日夜に入りて御殿の南階に多く菊花を植、その菊に赤白黄の綿を丸め、菊花に作りて枝々に付る也。今日、葵を菊花にとり替らるゝともいへり。『御湯殿記』九月九日菊に綿着すること、何の頃よりはしまれりとも見侍らず。只菊を玩ぶのあまりに寒霜を防がんと志とぞ覚侍る。『世諺問答』 菊の節句 栗の節句 本邦の俗、九月九日親戚・朋友、迭に相贈るに栗を以し、菊花酒を飲むゆゑに、菊の節句ともまた栗の節句ともいひならはせり。後の雜 雜祭、三月三日、九月九日なり。むかしは定れる時節はなきにや。重陽にも雜祭することなり。『源氏物語』には、つねにも雜あそびありと見えたり。この雜遊の源を尋るに、千早ぶる神の代より伝れる神業となん。『日本紀』崇神天皇七年の春一月、大物主の神の告によりて、朝廷の臣下を四方につかはし給ふ。火彦の命、勅命を奉り、和珥坂といふ所（百九十ウ）に至り給ふに、いづくともなく少女来り、武埴安彦、妻の吾田

媛と議りて謀反を企るよしを告知らず。哥に比売那素寐望といふこと見えたり。比売那素寐は難遊のことなりと也と『日本紀』に記されたれど、ひなと名づくることは遙に後ことにやへその詛、春の部ニ注ス。そのうち推仁帝の廿六年、天照太神、伊勢国百船度会の五十鈴河の上りに御鎮座の時、乙若子命、藝にて俑霊を作りて、倭姫の命に御被解をなさしめ給ひしことあり。その藝霊は小き人形也。人々被申の時、その身にあやまり犯せる罪咎、崇りなす悪しき神の所爲を、この藝霊に被ひ負せて、海原へ流しすて、おのづから身もすゞしく、心も清く平けくなすべき為の禊種也。さるによりて、いにしへよりこの天児を撫物と名づけ、常に小児の身にそへ玩ひ物とするも、諸病の災難を被ひ除かしむる神事也とぞ。今は、秋の難祭はなし。近頃まで、摂州堺にこの遺風ありける故、秋の難祭を世に堺の難祭といふなり。海瀛廻シ いづれの時より始まることをしらず。田夫野人の玩ぶ所也。海螺の空壳を(百九十一オ)用て、頭の尖りを砕き平げ、尻の尖りを摩り円め、糸繩を巻いて、これを席盆の中に舞す。二三の螺を以、勝負をなす。撃出さるゝものを負とす。その先に入るものを伊加といふ。後に入るものを乃宇といふ。もし撃合て同く出ることあれば、張といふ。張ときは伊加を勝とす。凡熊野より出る海螺、厚く堅し。〔和三〕この月九日、小兒小石を以海螺の殻を穿、鉛を銕して売の内へ入れ、或は州浜鉛を売のうちに充しめて

その力を助け、各緒を以海螺を纏ひ、勢ひに乗じて台中に投げ運転せしむ。その力つよきものは、その力弱きものを盆外に出す。互に勝負をあらそふ也。これを海瀛撃といふ。席の両端を巻てこれを盆といふ。醍醐祭 九日 山城国宇治郡小野の南、深雪山醍醐寺にあり。九月九日、醍醐天神祭、能あり。又昨日夜に入て、清滝権現の社前に於て二番あり。これを夜宮能といふ。神輿三基、第一長尾天神、第二清滝権現、第三勝(百九十一ウ)間明神、以上三社也。当寺縁起に云、祭る所清滝権現は、沙迦羅龍王の第一女也。長尾天神は、延喜帝の御願によりて御願寺となる、ゆるに勧請也。勝間明神は、神縁社地詳ならず。『糸切齒』に、例祭九月廿三日と記す、誤り也。廿三日は同所笠取祭也。当寺の伽藍は、山上山下にありて、上醍醐・下醍醐といふ。土人、長尾天神を以本居神と崇む。御香の宮祭 九日 山城国伏見京町の東にあり。祭神一坐敷、神功皇后。「神社啓蒙」古老云、鎮坐年紀分明ならず。昔より垂跡、この地也。秀吉、城を築の日、東の岳に移し奉るといへとも、神の祟ありしゆゑ、復旧地に遷し奉るといふ。乃チ今の社地也。一書に云、この地、紀伊郡に属す。例祭九月九日也。朔日を御出といふ。十日神事能あり。はじめ祭所の神九坐也。神輿も又九基あり。土人、本居神とす。今は神輿一基、造り山二基、遷物等を出す。○当社は、『延喜式』に載る所の御諸の神社、是也。鎮座年月未考。一書に、貞観二年勧請のよし記せり。鞍馬

祭(百九十二オ) 九日 鞍馬寺由岐ノ社、天慶年中勅請す。
〔諸神記〕 鞆の神社、山城國愛宕郡鞍馬山にあり。祭る所の
神一座、大己貴命。「神社啓蒙」この社は天子不予の時、或
ハ世上事あるの時、鞆をこの神前にかく。故に由木と号す。
蓋シ大己貴・少彦名、共に疾病を療し、天下を治るの神也。
こゝをもて五条天神及ヒ当社に鞆をかくるの遺法たり。或説
に、祭る神、進雄尊とす。例祭九月九日也。八日の夜、氏
子の男女、供物を旅所に献ず。当日、神輿本社に入。貴船
祭 九日 山城國愛宕郡鞍馬の北一理計にあり。祭る所の
神、高麗の神、是、水徳の神にして、別雷ノ神宮第二の
摂社たり。神代の巻に云、伊弉諾の尊、軻遇突智を斬て三段
とす。その一段を高麗といふ。○貴布禰の社は船玉ノ命と
高麗也。「廿二社注式」九月九日、小兒咳逆疫して死亡する
こと多し。仍て相者をして卜せしむ。云ク、貴船の神の祟
なす所也と。こゝに於て弘仁二年〔百六代後奈良天皇〕秋九
月九日、疫を追しむ。今貴船の神輿と称して洛中を振るもの、
是の遺意歟。「改曆雜事記」爾より以来、毎年九月九日
小兒相集りて小神輿を造り、貴船祭と称して市中に振る。こ
れを(百九十二ウ) 狭小輿(と) いふとぞ。 生玉祭 九
日 摂州東生郡天王寺の辺にあり。祭る神一座、天ノ生玉
ノ命。明応年中、本願寺の僧こゝに來りて、寺院をはじめ、
神地を以境内に接す。神、その不潔を悪て、彼僧を罰す。
僧恐れて、神殿を今の旅店の側に遷し、ことごとく造宮す。

其後、信長の兵火に係り、殿社灰燼となり、纒に神輿を別
所に遷す。慶長中、秀吉城郭を築の日、今の地に遷す。
〔社家注進記〕 例祭九月九日、神輿一基、遊行流鏑馬あり。
社内に十坊あり、その内南坊を別当とす。 後日の菊 九月
十日、或は十一日、禁裏残菊の宴あり。○京師の士女、十日
再会して小重陽をなす。「月令広義」「歳時記」 四ノ宮祭
十日 近江國滋賀郡大津の駅にあり。祭る神四座、大比叡
〈大巴尊尊〉、小比叡〈国常立尊〉、氣比〈仲哀天皇〉、小
禪師〈火々出見尊〉也。按ずるに、当社は日吉の禪殿也。
故に四座を以この地に遷す。里民云、この神鎮座の日、
官幣使四位某ノ卿也。故に四座を以、四位の宮と号すと、
誤り也。四神鎮座のゆゑに四位と号する也。社説に云、祭
る神五座、大比枝・小比枝・氣比・小禪師、塩土の老翁也。
小禪師を以本社とす。(百九十三オ) 故に四ノ宮といふ。例
祭九月十日、大津浦中の大祭也。神輿二基、引山十一、遼物・
造り花等を出す。夜に入て相撲有。 下鳥羽祭 十日 山城
國宇治郡下鳥羽にあり。祭る神、午頭天王、田中天王と号す。
例祭九月十日。下鳥羽及ヒ横大路の土人、本居神とす。神輿
一基あり。名勝志に云ク、神社は法伝寺の巽二町ばかり森
の中にあり。 例幣 凡、九月朔日より十一日に至りて、伊
勢例幣の諸家、門前に注連を引き、門外に標木を建て、僧
尼及ヒ輕重服の輩、門内へ入べからざるの字を記す。これを
前齋といふ。十一日の朝、幣使発足也。○例幣とは、伊勢大

神宮へ御幣を奉らせ給ふ。毎年の事なれば例幣と申也。「公事根源」『続日本紀』孝徳天皇天平中、始めて伊勢太神宮へ幣帛使を制せらる。詔して云、今より以後、中臣朝臣をさして他姓の人を用ゆることを得ざれと。依て大中臣へ藤浪家を祭主としてこれを掌らしむ。吉田最上所を神祇官代とす。御難の餅 文永八年九月十二日、日蓮上人、相州龍口の口に於て厄難あり。白刃の下、僅に一命を全ふす。今日宗門の徒、齋を作て像前に供す。これを(百九十三ウ)御難の餅といふ。住吉の相撲会 九月十三日、住吉の相撲会。「拾芥抄」神輿、玉出嶋頓宮へ渡御。伝々供あり。津守神主、勅使代として宣命を讀畢りて、相撲十三番、童相撲三番あり。犢鼻禪の上に注連を纏ひて手合あり。是今日の神事也。「社家記」一説に云、いにしへは神前へ黄金の升を造りて、新穀の稲を奉りける也。よりて農家用の所の升をこの所に持來りて売けり。こゝをもて種々の市人、群集する故、宝の市といふにや。只当社の新嘗会とこゝらうべし。今は神輿を別殿にうつし奉りて、五穀新嘗の神膳など奉る。相撲会の事、中頃より沙汰なしとぞ。宝の市 九月十三日、宝の市の神拝あり。「撰陽群談」住吉の社地に市姫の社あり。津守の遠ツ租、田槌の宿禰夫婦を祭ると也。この神、市を守り給ふとぞ。をもとの社といふ。諸国の市の始也といふ。升を売る故に升の市ともいふ。又銀を入るゝ器を取鉢といふて、升と共に売買す。升買ふて分別かはる月見かなはせを。白川祭

十三日 天満天神の祭にして、洛北白川の(百九十四オ)里南山の上にあり。撰社、山王・春日・八幡。「山城名勝志」神輿一基、鉢五本あり。社説に云、祭る神、天満宮少彦名命、撰社は前に同じ。天満宮鎮座は延喜八年三月十三日也。旅所は本社鳥栖の前二町はかり西にあり。例祭九月十三日。土人本居神とす。十三夜 後の月、二夜の月、豆名月、栗名月。七十五代崇徳院、保延元年九月十三日、今宵雲清く月明らか也。是むかし寛平法皇、名月無双のよし仰出さる。依て我朝九月十三夜を以、名月の夜とす。「右中記」今夜の月を玩ぶや、無題詩に載る所の藤原忠道公の詩、証とするに足れり。菅家の作の如き、配所に在て、たま〜九月十五日の月を詠じ給ひし也。後人、妄りに五の字を以三となし証とするものあり。或は兼好が裏宿の説の如き、又信とするに足らず。亦、建仁寺三蓋和尚、十三夜の詩の序に、延喜の御時始まると記せり。はたこよひの月は唐山にも賞ずると見えて、明の十二家詩に、鄭少谷、何大復か詩あり。本朝の俗、九月十三日を豆名月と称し、又栗名月と名づく。是栗を以節物とし、或は(百九十四ウ) 鯛を製し、莢豆を煮てこれを食ふ。こゝをもて名づく。又俗間、今宵必芋子を食ふ。その芋子、外皮を除ずしてこれを煮る。この芋を呼て衣かつきといふ。後の月は、八月十五夜を前とし、九月十三夜を後とするの称、二夜の月は、仲秋季秋、両夜月を賞する故にいふ也。○忠道公十三夜の月を玩ぶ詩、閑窓寂々 月相

臨、從屬窮秋一望、巨禁、潘室昔蹤、凌雲訪、蔣家旧徑、踏霜尋、十三夜影、勝於古、數百年光不若、今、獨馮前軒、回首見、清明此夕、值千金。菅家九月十五日、の詩二首、黃萎、顔色白霜頭、況復千余里外投、昔被榮華、簪組縛、今為、貶謫、艸菜囚、月光似鏡、無明、罪、風氣如、刀、不斷愁、隨見、隨聞、皆慘慄、此秋、獨作、我身秋。一從、謫居、就、紫、荊、一、万死、兢々、踟躕、情、都府、樓、纒、看、瓦色、一、觀音寺、只聽、鐘聲、一、中懷、好、啜、孤雲、去、外物、相逢、滿、月、迎、此地、雖、身無、二、檢繫、一、何為、寸步、出、門、行。鄭小谷、何大復詩はこゝに略す。天王寺一乘會 十四日 摂州大坂、四天王寺一乘會は、九月十四日或は十五日、六時堂(百九十五才)に於てこれを修す。此堂、伝教大師草創也。且、本尊藥師、日光・月光の三尊、大師手造也といへり。九月十五日未剋、衆僧、三網堂ノ司、樂人、沙汰人、堂仕、公人出仕す。先ツ時剋を三網及ヒ一和尚に告て、出仕の鐘一番二番を撞。諸役人、太子堂へ出仕、太子の像を鳳輦にうつす。その式、二月十五日の如し。廻廊の下より六時堂へ渡御あり。法事の次第、振鉞、阿弥陀經、伝供、万歳樂、延喜樂、陵王、納曾利、悉く終りて、酉剋還御。「寺説」 岩倉祭 十五日 八所明神の社は、洛北長谷村の西岩倉にあり。王城の四隅に岩倉を置る。是の一也。『拾芥抄』に、大雲寺岩倉觀音、二云云。親長卿記に云、文明三年三月廿九日、岩倉長谷の觀音に參る。十一面田融院の御願、日野中納言文範卿草創也。○鎮守、岩

倉大明神、所謂八所とは、八幡、加茂、松尾、山王、住吉、春日、新羅、(大座)又太神宮、貴船、稻荷、平尾を加へて、以上十二社、これを十二所明神と稱す。は大雲寺の鎮守にして、土人本居神とす。例祭九月十五日、神輿遊行す。神主は、村中の氏子交る、これを勤む。大雲寺衆徒兩人、名代として(百九十五才) 公人・法師二人供奉。夜宮に大炬火二ツ立、深更に及て角力五番あり。祭礼九月十五日也。○俗に、岩倉の尻たゞき祭といふ。夜に入りて神供を奉る。一村の内、新婦をえらみて、婚禮の服を着さしめ、神供の器を頭に戴、神前にすゝみゆかしむ。一村の老若、ちひさき枝木を持、新婦の尻をうつ。新婦はうたれじと走るを、立まはりて打なり。故に尻たゞきといふ。「雑談抄」 小倉祭 十五日 豊前國到津の祠は、企救郡今村の庄到津村にあり。祭る神、中は応神天皇、左は神功皇后、右は玉依姫也。草創年月詳ならず。後鳥羽院文治四年、宇佐八幡をこの地に勧請し、その神秩を分て四時の祭祀に備ふ。爾より宇佐太祝の子族、世々祝史となる。其後、清末駿河守といふ人、到津の城に居して常に奉祝す。天正の季、九国乱れて神社灰燼となり、祝史の家族も四方に流離して到る所をしらず。こゝに於て里民一字の叢祠をたて、僅古跡を存す。慶長年中、細川侯、宇佐の社を造宮し、又到津の社をたつ。宝曆庚辰ノ年に小笠原侯、更に祠壇・調殿を建て、祭事のこと益々(百九十六才) 旧に加ふ。九月十四日晡後、神輿を仮殿ニ遷し奉り、流鏑馬有。

夜に入、祓を修し、舞楽を奏す。神湯の祝あり。当日十五日、国主、家臣をして幣を奉らしめ、又流鏑馬あり。晡後、本社に還御。一説に、小倉祭、或は巨椋に作る。山城国宇治の近隣也。例祭九月十五日といへり。しかれとも『増山の井』、その他の書に、豊前の小倉と記せる多し。岡崎祭 十五日也、或は十六日 東天王祭、九月十五日、洛東岡崎に有。名勝志に云、九月十六日祭礼。○東山岡崎、正一位東天王祭、神輿一基、銚七本あり。その内一本の銚、剣下に埴を以て鷹二連、狛犬一疋を造り、彩色を施す。犬鷹銚といふ。その傍に感神院の一字を彫刻ス。疑 是是感神院の銚かといへり。当社はじめは聖護院の森に有、故ありて吉田の地にうつす。然るに同神の社、又岡崎にあり。故に東西を以これを分つ。犬鷹の銚は、村民、尊敬して神宝と称するよし、『雍州府志』に出。一宮祭 十五日 河内国交野郡北牧方村に有。祭る神、牛頭天王、八王子、北野天神、撰社、帝釈天王、四天王、協立、寄姫大明神、浅原大明神。鎮座年歴詳ならず。例祭九月十五日、今は十六日、神輿出ず。神樂(百九十六ウ)・神湯等あり。氏子八郷、坂村、小倉村、招提村、田口村、甲斐田村、中宮村、禁野村、濃村。是、社僧神宮寺、及社家岡田氏記す所也。又一説に、一ノ宮平岡大明神は、河内国河内郡にあり。祭る神、天ノ兒屋根命、姫大神、香取神、鹿嶋ノ神、若宮ノ社、末社十八社、神武天皇の御宇鎮座。例祭、九月八日九日、社務水足大炊、下禰宜神子

五六輩、皆農民にしてこれを兼務といへり。神田祭 十五日 神社、江戸湯嶋に有り。祭る所の神二座。大己貴命、平将門の靈也。将門の社は本殿を去ること百歩ばかり。「神社啓蒙」大己貴命は、人王四十五代聖武天皇、天平二年鎮座也。将門の靈は、六十一代朱雀帝、天慶三庚子年二月十四日、将門滅亡す。その後怨靈しばく崇有に依て、延久の頃、一遍上人三世真教坊、将門の靈を以、神田の神社に合せ祭る。当社、はじめは今の神田橋の辺にあり。此所にしへの柴崎村也。今に到りて祭礼の日、神輿をしはらく此所に留めて奉幣有り。祭礼九月十五日、糺町山王と隔年也。神輿一基、引山三十六本、踊屋台・太神樂等これに従ふ。この祭の練物に、頼光大江山入の形状を摸して、(百九十七オ)二間余の鬼神の頭を造り、台にのせて数人はを荷ふ(引山の外、今はこれらの事を止らる)。神事に預るの町、内神田、外神田、大伝馬町、浜町辺、日本橋、通り町、前後都合三十六町也。神幸の町々は、夜宮より棧鋪を構へ、種々の挑灯を出して甚賑へり。神樂渡御の町は、本社より鎌倉町通り、飯田町より田安御門に入、上覽所前、常磐橋、数寄屋橋より日本橋十軒店通り、筋違御門を過て、本社へ還御也。大抵祭式山王祭におなし。むかしは神事能あり、今はなし。神主芝崎大隅守、社家五人、巫女等あり。○当社男坂の上、眺望の地也。近世好事の人、八景を称す。所謂当社八景は、金城初暎、神祠茂林、土峯晴雪、箱根白雲、野外晚煙、橋下

浅水、遠寺疎鐘、前池宿鸞。亦社内に、小路町の井戸といふあり（或は靴町に作る。或人の云、湯島本郷のあたり、元ト麴を造る家多し、故に此辺をもしかよべる歟）。江戸の俗諺に、落て再ひ浮みがたきを麴町の井戸といふ。是、深くして撈るべからざるの謂也。或は当社の近隣、杉浦雲州の藩第中に井あり、これを小路町の井戸といふと。いづれかはなるや、今は井の蓋に鎖さして水も（百九十七才）汲ずとらん。牛ノ御前祭 十五日 武蔵国葛飾郡へいにしへはかつしか郡、下総の国也。今はむさしに属す、隅田堤の下にあり。清和天皇貞観二庚辰年、慈覚大師の勧請也。諸社略記に云、祭る所の神、午頭天王（これ素盞鳥尊なり）。祭礼九月十五日。龜戸天神と隔年。当社は本所の惣鎮守なり。築土祭 十五日 江戸牛込御門外に有。当社、むかしは牛込御門の内にあり、故に一名田安大明神と号すと。別当善龍山成就院の説に、祭る所、平の將門の靈也。太田道灌、將門の靈を祭りて、田安明神と号す。元和二年、今の津久戸山八幡の社地にうつされてより、津久戸明神と号す（今は築土に作る）。地主の神、八幡の宮居は、築土の社と並びて有。当所の人は、八幡を以、本居神とす。田安近辺、飯田町、牛込船河原の人は、築土を本居神とす。是皆旧きに做ふの故也。例祭九月十五日、近年神幸なし。当日、神供十二座の神樂等有。芝神明祭 十一日より廿一日迄 神社、江戸日比谷御門外に有（神領十五石）。別当金（百九十八才）剛院、神主西東氏。

社説に云、当社飯倉神明宮は、人皇六十六代一条帝、寛弘二年九月十六日、伊勢両宮を勧請す。後鳥羽院建久四年、源ノ頼朝卿、下野国那須野発向の時、祈願の旨ありて宝剣を納め、一千三百余貫を寄附せらる。百四代土御門院明応三年、伊勢新九郎氏茂、小田原の城主大森実頼を亡し、関東に威を振ふの刻、当社の神領を掠とる。それより神殿大破に及びしを、正親町天皇天正年中、官より神領御寄附有。寛永十一年、修造を加給ふ。当社の旧地は、増上寺の山際にあり。故に飯倉神明と号す。祭礼、九月十一日より同廿一日迄（神幸はなし）。此節、時として秋雨多し。こゝをもて世俗、神明のめくされ祭といふ。祭礼の間、社内に於て生姜市あり。本朝医方伝に云、薑は去穢土通神明。土俗、かやうのことを誤り伝へて、生姜を売るもの歟。この外、檜割箆に藤の花を画き、内に飴を盛りてこれをちけといふ。参詣の人、必生姜とこのちげを買ふて帰る。又当社の氏子、祭礼の間、醴を醸して（百九十八ウ）自家これを食し、人にも飲しむるなり。勸学会 十五日 三月に同じ。勸学院、かの大学の南に建られしかば、南曹とぞ申ける。冬嗣大臣、遠き慮 おはしけるにや、子孫・親族の学問をすゝめられんため、勸学院を建立。「公事根源」 太秦の牛祭 十五日 山城国太秦広隆寺、常盤村の南山にあり。九月十五日、上宮王院の庭に於て、牛祭を修す。相伝ふ、慈覚大師帰朝の日、順風を摩多羅神に祈る。帰山の後、この神を叡山の禁に勧請

す。赤山太秦も又この社にあり。故に今夜、寺中の神事も摩多羅神を祭るもの也。寺中の行者、紙衣を着、牛に乗て上宮王院の前に出、祭文を誦す。是、悉く懺悔の詞にして、いにしへは寺僧かはるく是をつとむ。しかれども、そのこと戲謔に近きを以、近世行者をして、これを修せしむ。法会畢りて門前に角力有。寺説に云、この会は大念仏会と称す。十一日の暁開闢、十三日の暁に到て結願也、云云、下略。山口祭 中ノ巳午ノ日 周防国吉備郡仁壁の神社、九月中ノ(百九十九オ)巳午の日祭礼を行ふ。これを山口祭といふ。山口の古名は仁壁の庄故に、仁壁の神社と号す。祭る神住吉三神を以本社とす。合せ祭る二神、味糰 高彦命・下照媛命、各一社、以上玉殿三社、すべて仁壁の神社と号し、又織機大明神とも、また稲宮とも称す。衣食のことを主り給ふ神なるによりて、此号あり。祭礼のはじめ、織機の神事あり。次の日、神幸、神輿三坐、本社西、神幸の地に出し奉る。流鏝馬あり。皆国主よりこれを執行せらる。有司代りて国主の礼拝あり。又六月、御田の祭あり。鎮守の年月詳ならず。人王十一代垂仁天皇の御宇、勅幣を奉らる。その余の伝記失散す。度会新嘗會 外宮十六日、内宮十七日 内裏より初稻を伊勢両宮へ奉らせ給ふなり。大嘗会といふは、御即位の後、日本国中の神々へ御饌をたてまつらせ給ふをいふ。度会とは、両宮、度会郡に鎮座ましますゆゑの名なり。又伊勢を竹の都ともいへり。新米を奉る故に、早稲米の御祭とい

ふ。神に奉るを初穂といふも(百九十九ウ)これより出たり。今の人初尾と書は誤り也。仮名には、はつほとかくべし。穴織祭 十七日十八日 摂州豊嶋郡池田村、民家の山上にあり。綾羽大明神と号す。『撰陽群談』に云、穴織・呉服の両社、その間わづかに十町斗、云云。○応神天皇十四年春一月、百濟王、縫女二人を貢ず。真毛津といふ。是今、来目の衣縫の始祖也。『日本紀』同三十七年春二月戊午朔、阿知の使主・都加の使主を呉につかはして、縫工女を求めしむ。阿知の使主等、高麗国に至りて更に道路をしらず。道を知るものを高麗に乞ふ。高麗王、乃チ久礼波・久礼志二人を副て導者とす。これによりて呉に通ずることを得たり。呉の王、工女阿知の使主等、呉より筑紫に至るの時、胸形大神、工女を乞ふ。故に兄媛を以、胸形大神に奉る。是今、筑紫の国にある御使君の祖也。既にしてその二女を率て摂津国に至る。武庫に來りて天皇崩ず。ゆくに及ばず、これを大鷦鷯の尊(仁徳)に献る。この女人等の後、今、呉の衣縫・蚊(二百オ)屋の衣縫是也。『同書』仁徳天皇七十六年戊子九月十七日に、縫媛二人とも去給ひて、終にこれをいはひ祭り、縫殿寮の神となす。毎年九月十七日、十八日を穴織・呉織両社の祭礼とし、和衣・荒布の神供を備へて、これを神衣祭と称す。呉服祭 十八日 摂州豊嶋郡池田村の圍の中に有。呉服大明神と号す。例祭九月十八日也。『日本紀』の説、前二委シ。

社家の説には、応神天皇春二月、縫媛を具に求ムといへり。城南寺祭 廿日 山城国鳥羽の郷にあり。祭る神一座、鳥羽天皇。「神社啓蒙」社説に云、祭る所二十二社の内七社也。伊勢、石清水、松尾、稲荷、賀茂上下、平野、春日、以上城南神と号す。例祭九月廿日、神輿二基あり。この地、人皇七十四代鳥羽上皇の離宮にして、王城の南たるゆゑに、城南の離宮といへり。八幡花の頭 廿日 山城国八幡山の社僧、九月廿日、花の頭を修す。先、六月より撰て、始て花台を造る。これを地盤剥といふ。我俗、板を割を片といひ、又剥といふ。是板を剥て台を造るの儀也。花の頭とは社僧の弟子、髪を剃り、衆僧の列に加る（二百ウ）のとき、社僧を饗すに、彩箋を以て草花を制し、台を神前の廻廊に飾り、酒宴の興を催す。故に花の頭と称す。婆利女祭 廿日 洛陽高辻の北、室町の西にあり。祭礼、昔は七月なりしを、中ごろより九月廿日とす。『雍州府志』に、繁昌の社へ繁昌は婆利女の訛りか。元ト針才女を祭る所にして、実は弁財天也。○むかし出雲の前司てふ人のむすめ、この所にてうせたりけるに、葬おさめんとて、鳥部山に具し行ければ、その死骸もとの所にかへりて後は、更に動かすべくもあらず。せんかたなくて、此所におさめ侍りしに、其塚のほとり六七間ほどは、人も住つかで、荒地にて有けるを、後に何人やらん、社をたてつるよし侍り。其社、故有て弁財天といはひ祭れり。「宇治拾遺」午頭天王、沙渴羅龍王の三女を娶給へり。その

名を婆利女といふ。「簞笥内伝」安藝嚴嶋の弁才天女、沙渴羅龍王の第三女なるよしひ伝ふ。しかれば婆利女を弁天也といふも、又故なきにあらず。太閤秀吉、この社を東山佐女牛の八幡宮の傍にうつす。しかれとも甚崇をなすによりて、ふたゝび元の所に安置すと也。旅夷祭 廿日 洛東建仁寺の門前にあり。今、九月廿日これを祭ル。（二百一オ）相伝ふ、建仁寺の千光国師、采西帰宋の日、船中暴風の難あり。たまゝ蛭児の像、波濤に随て漂ふ者あり。采西、これを収めてこれを祭る。風止み波静にして恙なき事を得たり。采西、寺に帰りて社をたつ。今の夷の宮、是也。今に至りて西海に赴く人、此社に詣て風波の難なき事を祈る。故に旅夷と称す。祭礼の日、宮川町辺の居民、遷物・造り物を出す。神輿一基、持鉾これに従ふ。○或説に云、采西、日宋して帰朝の日、茶の種を採り来りて、先筑前国背振山に植、岩上茶と名づく。采西、宋の茶種を以、明恵上人に与へ、梅の尾及ヒ宇治に植。宇治の土地相宜シ。故に日本第一とす。「巻懐食鏡」上難波祭 廿一日 摂路西成郡大坂博労町に有。祭る神三座。第一稲荷（倉稲魂神）、第二祇園（素戔嗚尊）、第三平野（仁徳天皇）。後三条院延久三年勸請。世俗、仁徳天皇の祭といふ。毎年九月廿一日、神事、神湯等あり。氏子、醴を醸して互に相贈る也。社説に、仁徳帝の社は、元大江橋の東上町の内に有。是いにしへ皇居の跡也。秀吉の時、上難波に遷す。淀祭 廿二日（二百一ウ）

伊勢向の神社は、山城国紀伊郡淀の駅小橋の東河中に有。

祭る所の神一座、天逆向津姫尊（宝基文図に云、天照大神也）。「神社啓蒙」石清水の社家の説に云、八幡遷幸の縁によりて、伊勢向と号す。こゝに祠す。一説に、淀姫の社、祭る所、今三座。淀姫の神、千観内供の霊、天神。伝ていふ、

千観法師、肥前国佐賀郡、淀姫の神をこの地に勧請す。淀姫の明神は、八幡宗苗の叔母、神功皇后の御妹。又、淀大荒木の社、祭ハ廿二日、或は淀水垂淀の姫大明神の祭り廿三日と、何が是なるや。土人云、淀祭と称するものは是也、是淀の鎮守也。神輿一基。淀の堤路狭く、神輿還幸の時、行列を立がたし。よりに跡を先へ振りかはりて、同じ堤を帰る也。故に跡が先とはこの祭をいふ也。坐摩祭 廿二日 坐摩の伝記は、六月坐摩の御祓の条下にくはしく注したれば、こゝに略す。例祭九月廿二日、是を相嘗八十嶋祭と号す。新嘗の神事なるにや。木幡祭 廿四日 山城国宇治郡木幡に有。祭る所の神、正哉吾勝速日天忍骨命也。是地神第二の神にして、父は素盞烏尊也。後に天照太神、取て御子とし給ふ。この神、下土に降り給はず。故に（二百一才）山陵なくしてその霊を祀りて木幡の神社と号す。「雍州府志」例祭九月廿四日（今五日）、神輿二基、内一基、田中明神也。田中の社は、同所地主の神也。祭る神詳ならず。或説に云、柳大明神、是木幡の神也。鹿ヶ谷祭 廿四日 洛東浄土寺村十

禪師の祭也。銀閣寺の門前、北の方に十禪師の社あり。同所

に八所明神の社有。神号 詳ならず。土人本居神とす。祭

礼九月廿四日（今九日）。「雍州府志」に鹿ヶ谷天皇祭としるせり。今、祭祀微にして記すに及ばず。逆髪祭 廿四日

社説に云、江州滋賀郡琵琶湖の南、相坂関の清水大明神は、延喜第四の皇子蟬丸の社也。蟬丸、双眼盲給へる故に、勅して延喜廿二年壬午春三月、公卿大夫、蟬丸を供奉して相坂山に左遷し奉り、各涙雨を滴て帰京す。残り留る人、白川の紀ノ則長、基経、古屋の美女、師輔なり、云云。爰に於て姉の宮、深く蟬丸をしたひ、密禁闕を出て相坂山に來り、蟬丸と、もに花月を清賞し、旅駅の山岩川陸を偏歴して、雲鬢緑髪顛倒す。国人、御名を逆髪と号く。天慶九年丙午九月廿四日、蟬丸逝去し給ふ。（二百二ウ）故に毎年九月廿四日の祭祀、今に至りて怠ることなし。姉宮薨去の後、蟬丸とともに一社に合せ祭る、云云。馬琴云、此説妄誕甚しといふべし。蟬丸を延喜帝の皇子といふこと、更に証拠なきこと也。仮令延喜の皇子たりとも、罪なくして争か逢坂山に捨給ふことやある。殊更、盲給へる皇子ならば、わきていつくしみ給ふべき事なるを、謂なく逃亡し給はんや。世俗の諺にも、延喜の聖代とて、めてたきためしにもいふなるを、かゝる不仁の行ひは、田夫野人といへとも、なすに忍ざる所也。又、蟬丸を盲人といふ説も覺束なし。いかにとなれば、相坂山の歌の詞書に、ゆきゝの人を見てよめる、とあるをも思ふへし。盲人の詞書に見るといふことは書べからず。蟬丸

は延喜の皇子にもあらず。相坂山の辺りに庵を引結びたる、清雅のよすて人にこそあらめ。又逆髪さかかみの女王の事、ますく跡なしごと也。愚按するに、逆上は坂上の誤りなるべし。寺門の説に云、江州会坂山、関の明神二所、一所は坂上にあり、一所は坂下にありと。元ト坂上の社などいひしを、誤りて種々の説を設たるならん。又云、二所共に道祖神を祭り、以関所の鎮守とす。朱雀院の御宇、蟬丸せみたま（二百三才）の靈を当社に合せ祭る。依て土俗、蟬丸の社と称す。下の社の前に井あり。関の清水と名づく。清水明神と号す。祭祀九月廿四日、上下の社同日也。神輿二基。この説、先つおだやかなり。天満流鏑馬 廿五日 撰州西成郡天満に有。祭る所の神、北野に同じ。九月廿五日流鏑馬あり。社家これを勤む。鳥居の辺より天満橋に至りて、馬を馳て、的を射る也。北山祭 廿六日 六所の社は、洛北鹿苑寺の西南、衣笠の岳の良平林の中にあり。祭神詳ならず。例祭九月廿七日（名勝志の説これに同じ）。北山天神祭、九月廿六日。この日、拝殿に於て三番叟あり。正月廿七日、六所明神猿楽あり。「管見記」或はいふ、九月廿七日、等持院村祭（松尾末社）。等持院、鹿苑寺、相隣る故に、すべて北山祭と称す。○北山の神社は、大北山村に有。天長五年八月、天地変災あらんとす。丁丑に北山の神に祈る。「類従国史」名勝志に云、北山は高橋の西北四五町にあり（高橋は、北野平野の間、紙屋川の橋也）。洛陽より戌亥の方、北方にあらずといへとも、古よ

り北山と称す。疑らくは村名の拠る所か。『毛吹草』に、北山祭廿五日と記す。諸説、迭に異也。（二百三ウ）津村祭 廿七日 津村御霊の社は、撰州西成郡大坂津村にあり。祭る神、鎌倉権五郎景政が靈也。昔、津村の某守ら武勇を励み、諸国を巡行して、軍術奥旨を極む。相模国に至りて、一夕、景政の社に詣て神殿に通夜す。時に神、渠が武勇を感じ託して云、撰津国難波の勝地に祝ひ祭れ、我将に汝を擁護せん。答て云、何を以か証とせん。曰ク、枕上ニ神幣あらん。明旦覚て見れば、はたして神幣有。某みづからこれを負ひ、津村に帰りて叢祠を造り、神幣を納めてこれを祭る。御霊の宮是也。元禄の頃、御霊大明神と贈号あり。毎年九月廿九日、神祭神湯の式あり。津村の土人、本居神とす。「撰陽郡談」

注

「日本文学研究」第四十八号、同第五十八号、大東文化大学日本文学会、二〇〇九年二月、二〇一九年二月。